高齢福祉課からのおしらせ

「敬老祝金」の支給対象年齢区分が変わりました

「敬老祝金支給事業」は、高齢者のみなさんの長寿をお祝いするとともに、敬老の気持ちを大切にする機運を広めることを目的に実施してきました。

そして、高齢化の進展をはじめ社会情勢が大きく変化する中、昨年度に実施した「まいばら事業仕分け2010」をきっかけに高齢者福祉を全体にわたって見直した結果、敬老祝金の支給年齢区分を次のとおり見直しました。

今回の見直しによって生まれた財源を活用して、75歳以上の独居高齢者世帯などを対象に「救急医療情報カプセル（絆バトン）」を配布し、救急時に迅速な救命活動ができるための体制を整備するなど、高齢者福祉を推進するための事業を展開していきます。みなさんのご理解をお願いします。

見直し前 平成22年度まで

支給年齢	支給額	支給時期
85歳	5,000円	9月
88歳	5,000円	
90歳	5,000円	
95歳	10,000円	
99歳	20,000円	
100歳	50,000円	誕生月

見直し後 平成23年度から

支給年齢	支給額	支給時期
85歳	廃　止	
88歳	5,000円	9月
90歳	廃　止	
95歳	10,000円	9月
99歳	廃　止	
100歳	50,000円	誕生月

今年度支給対象になる人

今年の9月1日現在、市内に居住されている人で

対象年齢は 満88歳・満95歳

9月1日現在、右記の年齢に到達されている人が対象です。9月2日以降に右記の年齢に到達される人は、来年度の支給対象になります。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

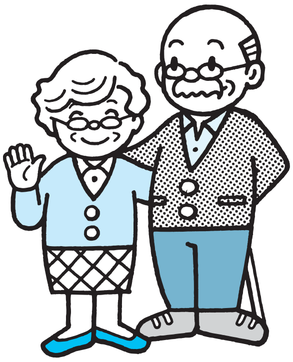

お問い合わせ
健康福祉部 高齢福祉課（山東庁舎）
☎55-8103 FAX55-8130

市民窓口課からのおしらせ

「あなた」を証明する 住民基本台帳カード

銀行などで手続きをする際、顔写真が付いた身分証明書の提示を求められ、持っていなかったために困った経験はありませんか。

そんなあなたには、「住民基本台帳カード（住基カード）」をおすすめします。

Q 住基カードとは？

市が発行するICカードで、住所、氏名、生年月日が記載されています。運転免許証と同様に公的な身分証明書として利用できる「顔写真付カード」と、氏名のみ記載した「顔写真なしカード」の選択ができます。

Q 申請できる場所は？

山東・伊吹・近江庁舎の自治振興課と米原庁舎の市民窓口課で申請できます。

Q 申請できる人は？

米原市に住民票があれば誰でも申請できます。

※15歳以下の方はご相談ください。

高齢福祉課からのおしらせ

もしも…に備えて
救急医療情報カプセル「絆(きずな)バトン」を配布します

「絆バトン」事業とは

この事業は、高齢者や障がい者などの安心・安全を確保するため、緊急連絡先やかかりつけ医、持病や使っている薬、健康保険証の写しなどの情報を専用のプラスチック容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管し、もしものときに備えるものです。

例えば・・・

自宅で具合が悪くなって救急車を呼んだとき、救急隊員が冷蔵庫から絆バトンを取り出して必要な情報を入手し、適切な救急医療活動に役立てます。

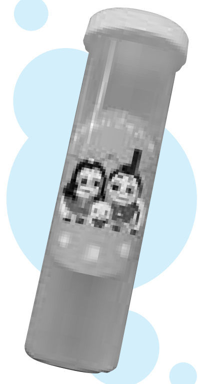

配布対象者

次のいずれかに該当する方です。

▽75歳以上のひとり暮らし高齢者、および高齢者のみの世帯

▽介護保険で、要介護3から要介護5までの判定を受けている人

▽身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級・2級に該当する人。または、聴覚障がい・視覚障がいで、障がいの程度が3級・4級に該当する人

▽療育手帳の交付を受けている人で、障がいの程度が重度または最重度の判定を受けている人

▽精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する人

利用費用

絆バトンの利用は無料です。

救急隊員が絆バトンから医療情報を確認

申込方法

絆バトンを希望される方には、配布申込書をお届けします。左記の担当までご連絡ください。

お問い合わせ
健康福祉部 高齢福祉課（山東庁舎）
☎55−8103 FAX55−8130

Q 申請に必要なものは?

次のものを持参してください。

①申請者の印鑑（必ず必要）
②公的機関が発行する顔写真付の身分証明書（お持ちの方のみ）
③写真付きカードを希望される場合は顔写真1枚（4・5㎝×3・5㎝）
＊窓口で無料撮影もできます
④交付手数料　500円

Q 顔写真付の身分証明書がない場合は?

ご自宅に照会書を郵送し本人確認をさせていただきます。

Q カードの交付までの期間はどれくらい?

米原庁舎で申請された方のうち、ICチップ入り運転免許証（パスワードが必要）をお持ちの方、または顔写真入りの公的な身分証明書ともう1点身分証明書をお持ちの方は、即日交付できます。

米原庁舎以外で申請された場合は、1週間程度の期間が必要になります。

お問い合わせ
米原市民自治センター
市民窓口課（米原庁舎）
☎52−6927 FAX52−4539

9月は「同和問題啓発強調月間」です
～ふれあいのまち・差別のないまち～

人は、普段差別意識を持っていないつもりでも、何かのきっかけで自分本位の考え方で他人を中傷し、差別してしまうことがあります。

特に同和問題は、日本の歴史的過程によって作られた身分差別です。差別意識を刷り込まれた人は、自分の過ちに気付かない限り、子どもや孫にまで間違った認識を伝えていくことになり、その結果、現在も差別や偏見が存在しています。

例えば、結婚や就職のときの差別や、インターネットでの差別的な落書きなど、同和地区やそこに住んでいる人たちに対する差別は依然として根強いものがあります。

私たちは、生まれながらにして、人間らしく幸せに生きていくための権利を持っており、これは「侵すことのできない永久の権利」として、一人ひとりに与えられたかけがえのないものです。

特に子どもたちに対しては、正しい知識を身に付けさせ、いわれのない差別や偏見について、正しい認識を持って、物事の本質を見極められるように育てていくことが大切なのではないでしょうか。

差別を受けた人の痛みは計り知れません。「相手の心の痛みがわかる」「人を大切にすることとはどういうことなのか」ということを、私たちみんなで養っていきましょう。

問 総務部　人権政策課（米原庁舎）☎ 52－6629　FAX 52－4539

第3回きらめき人権講座

今回のきらめき人権講座は、「結婚」を通じた部落差別について考えます。

結婚を祝福した人、応援した人、そして悩んだ親たち…講師の石井夫妻の実体験をまとめたDVDを見ながら、部落差別の実態に迫っていきます。

受講料は無料で、事前申込も不要です。

● 日　時　9月15日(木)19時～21時
● 会　場　S·Cプラザ　2階大ホール
● 講　師　石井眞澄・千晶夫妻

問 米原市人権教育推進協議会事務局
☎ 54－2220

人権フェスタしが2011

今年のテーマは「音楽とじんけん」。「世界のヒノテル」こと日野皓正さんをスペシャルゲストとしてお招きするほか、テレビなどでおなじみの川本勇さんの人権トーク＆ライブなど、盛りだくさんの内容です。

素敵な音楽といっしょに人権について考えてみませんか。

● 日　時　9月10日(土)10時～16時30分
● 会　場　県立文化産業交流会館

問 滋賀県人権政策課　☎ 077－528－3533

9月10日は「下水道の日」
～水洗化工事にご協力を～

市では、衛生的で快適な生活環境づくりを目指して市内の下水道整備を進めてきました。平成23年3月末現在、水洗化率は83.5%に達しましたが、およそ6人に1人はまだ下水道使用していない状況です。

下水道を使用することで生活環境の改善、川や琵琶湖の水質保全といった役割を果たしますが、みなさんが使用されないと十分な効果を発揮できません。早期の水洗化にご協力をお願いします。

水洗化率の推移

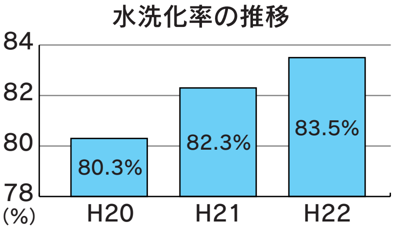

「水洗化率」とは…下水道を整備した区域の人口に対して、実際に生活排水を下水道で処理している人の割合

水洗化工事は工事指定店で

排水設備やトイレの水洗化工事は、構造や使用する材質などに基準が定められています。施工される際には、責任技術者を有する「米原市下水道排水設備指定工事店」でお願いします。

指定工事店では、工事に関する相談や申請手続きの代行もされています。

排水設備資金融資あっせん制度

米原市には排水設備工事を希望される方に対しての融資を金融機関にあっせんする制度があります。融資条件など詳しくは担当までご相談ください。

問 土木部 上下水道課(近江庁舎)　☎ 52－6924　FAX 52－4858